車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　東北地方整備局長　小島　　優

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道108号	宮城県大崎市古川大幡字新田120番２から宮城県大崎市古川稲葉字角田８番まで
東北中央自動車道	秋田県湯沢市下院内字大槻沢117番１から秋田県湯沢市桑崎字上谷地261番１まで
日本海沿岸東北自動車道（琴丘能代道路）	秋田県能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢50番２から秋田県能代市二ツ井町切石字厩ケ台251番まで
日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）	秋田県能代市二ツ井町小繋字中島108番３から秋田県北秋田市今泉字根立場２番214まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字八幡原199番５から山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番５まで

３　指定及び解除する期日　令和８年９月１日

４　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定及び解除し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　東北地方整備局長　小島　　優

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道108号古川東バイパス	宮城県大崎市古川大幡字新田120番２から宮城県大崎市古川稲葉字角田８番まで
東北中央自動車道	秋田県湯沢市下院内字大槻沢117番１から秋田県湯沢市桑崎字上谷地261番１まで
日本海沿岸東北自動車道（琴丘能代道路）	秋田県能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢50番２から秋田県能代市二ツ井町切石字厩ケ台251番まで
日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）	秋田県能代市二ツ井町小繋字中島108番３から秋田県北秋田市今泉字根立場２番214まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字八幡原199番５から山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番５まで

３　指定及び解除する期日　令和８年９月１日

４　改正する通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道13号	秋田県湯沢市下院内（下院内インターチェンジ入口交差点）	一般国道13号横堀道路

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道13号横堀道路	秋田県湯沢市下院内（下院内インターチェンジ入口交差点）	一般国道13号

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。